

## 倫理規程

### <前文>

特定非営利活動法人 Accept International（以下「この法人」という）は、その設立の趣意に基づき、テロや紛争のない世界を目指し、「誰一人取り残さない、たとえ加害者とされる人であっても」をミッションに、深刻度が高く、解決の前例のない問題に取り組む。この法人はこのような活動の中で、海外では主にテロや紛争の影響下にある或いはテロや紛争のリスクが懸念される国や地域では元“テロリスト”や若者ギャングを対象者とし、日本国内では居住者に対する行政や民間の支援からも取り残されがちな在日外国人、特に在日ムスリムの方々を対象者とし、事業を実施する。よって、事業対象者に関しては、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### <本文>

#### （組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

#### （社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

#### （基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

#### （法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令、及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

#### （私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用する

ことがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人の役職員は、その職務の執行に際しこの法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。詳しくは別途プライバシーポリシーにて定める。

(連携)

第9条 この法人は、諸関係者が、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をとともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第10条 この法人の役職員は、深刻な社会的課題の解決や支援から取り残されている人々への支援に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、テロや紛争のない世界の実現に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年2月15日から施行する。(令和3年2月16日理事会決議)